

地震に備えて、建築物を見直しましょう

問建築指導課(☎826-1111 内線2488)

ブロック塀の安全点検

■学校外周のブロック塀の安全点検を実施

6月18日に大阪府で震度6弱の地震によりブロック塀が倒壊し、尊い命が奪われました。市ではこれを受け、市内の小中学校など33施設に対し、外周道路沿いのブロック塀の有無を確認し、その結果をもとに6月21日に緊急安全点検を実施しました。

■個人所有のブロック塀について

ブロック塀はプライバシーの確保や防犯・防火に役立っていますが、地震による倒壊事例が多いことでも知られています。

特に通学路など、多くの人が通行する道路に面するブロック塀については、倒壊による被害が拡大するおそれがあり、注意が必要です。

ブロック塀は、所有者の責任において管理することが基本です。国土交通省や日本建築学会のガイドラインなどを参考に、構造・耐久性・転倒防止対策を理解し、安全点検を実施しましょう。

また、安全点検の結果、危険性が確認された場合は、付近通行者への速やかな注意表示および補修、撤去などの必要な措置を講じてください。

■その他の施設についても順次点検を実施

市で所有する公園や学校以外の施設についても、ブロック塀の有無を確認し、順次、現状の確認や安全性の調査を実施しています。

■チェックポイント

1. 塀は高すぎないか(地盤から2.2m以下)
2. 塀の厚さは十分か(10cm以上。高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
3. 控え壁はあるか(高さ1.2m超の場合、長さ3.4m以下毎に、高さの5分の1以上突出)
4. 基礎があるか(コンクリート基礎)
5. 傾き、ひび割れはないか
6. 鉄筋が入っているか(専門家に相談しましょう)

※詳しい安全点検項目や、基準など詳しくは、国土交通省ホームページや日本建築学会ホームページを参考にしてください

国土交通省
ホームページ▶



日本建築学会
ホームページ▶



住宅の耐震性能を確認しよう

建物が地震の揺れに耐える能力のことを「耐震性能」といいます。

建築基準法が大きく改正された昭和56年より以前に建てられた建築物の多くが、阪神大震災や東日本大震災で、大きな被害を受けました。

■昭和56年以前の建築物の所有者の方へ

今後予想される首都直下地震へ備えるため、建物の耐震性能を調べる耐震診断や、耐震性能を向上させる耐震改修を実施しましょう！

■無料診断をご活用ください▶

市では、市民の皆さんの生命と財産を守るため、建築から一定期間が過ぎた木造住宅の耐震診断を希望する方に、「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣します。ぜひ受診してください。

木造住宅の無料耐震診断

対象となる住宅／市内の住宅で、次のすべてに該当するもの

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された一戸建ての木造住宅で、階数が2階以下
- ②併用住宅は、延床面積の半分以上が住宅の用に供されている
- ③枠組壁工法、丸太組工法または大臣など特別の認定を受けた工法でない
- ④過去に同制度を利用していない

対象者／対象となる住宅の所有者で、市税の滞納がない方

実施予定棟数／10棟(先着順)

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください